

中小企業向け知的財産活動支援に関する研究



日本大学大学院法学研究科 会員 范 揚揚
加藤 浩

要 約

本研究は、中小企業の知的財産支援策の改善に向け、実態調査と国際比較を通じてその方向性を探るものである。

実態調査の結果、知財支援策は整備されているものの、その認知度は低く、企業の利用率が低迷していることが確認された。また、企業からは手続きの簡素化、支援内容の明確化、多言語情報提供の必要性が指摘されており、特に資金調達支援への要望が強く、経営スキル向上や相談体制の充実にも一定の需要が確認された。

国際比較では、アメリカのSBIR制度や中国の知財担保融資が中小企業支援において大きな役割を果たしている点が注目される。

これらを踏まえ、日本の中小企業支援策の改善には以下の点が求められる。すなわち、①知財に基づく地域密着型の金融支援の強化、②政策の認知度向上と啓発活動の充実、③知財を活用した融資制度の整備と適切な評価基準の確立である。これにより、日本の中小企業が知財を積極的に活用し、経済全体の競争力向上に貢献できることが期待される。

【コメントフィードバックを希望する】

1. 本論文の研究結果の妥当性
2. 本論文の政策提言の実現可能性と優先順位

目次

1. はじめに
2. 中小企業と知的財産
 - 2.1 中小企業とは
 - 2.2 知的財産とは
 - 2.3 中小企業の知的財産活動の現状
3. 中小企業が直面する知的財産に関する課題
 - 3.1 人材の不足
 - 3.2 資金の不足
 - 3.3 情報・知識の不足
4. 知的財産支援策の現状と課題
 - 4.1 知財支援を行う背景と必要性
 - 4.2 支援策の現状
 - 4.3 実証研究
5. 比較研究
 - 5.1 アメリカ
 - 5.2 中国
6. おわりに

1. はじめに

日本の中小企業は全企業の99.7%を占め、約56%の付加価値創出と7割の雇用を担う地域経済の基幹的存在である(図1)⁽¹⁾。また、成長力が高い中堅企業は地域経済を牽引する役割が期待され、その存在はイノベーションの源泉として、日本におけるイノベーション・エコシステムにとって極めて重要な存在である。

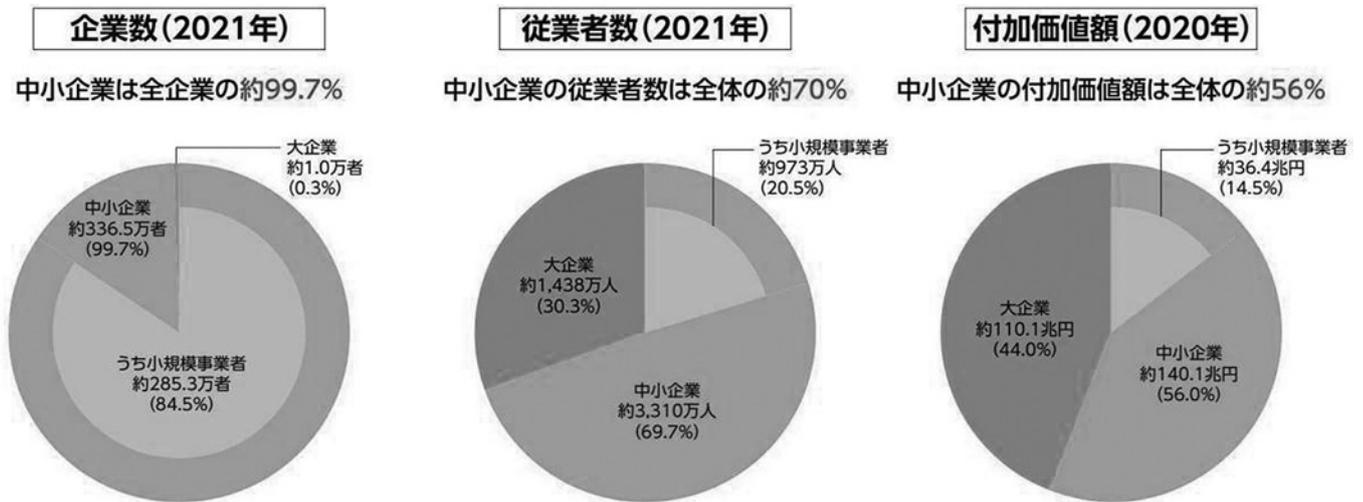


図1 中小企業の企業数・従業員数・付加価値額

そのためには、中小企業の優れた技術やアイデアを知財として保護・活用し、事業活動や収益強化につなげることが求められる。しかし、情報・人材・資金不足が障壁となり、政府や公的機関が多様な支援施策を提供しているが、これらを知らない、あるいは利用しない中小企業も少なくない。

本研究では、中小企業のニーズや現行政策を再考し、知財支援の方向性を探る。また、国際比較による新規視点の導入により、政策効率化と中小企業発展への寄与が期待される。

2. 中小企業と知的財産

2.1 中小企業とは

本論文の中で、中小企業や小規模企業とは、中小企業基本法第2条第1項及び第5項の規定に基づく定義によるものとする。具体的には、下記に該当するものを指す(表1)。

表1 中小企業の定義

業職	中小企業者		うち小規模企業者
	資本金	従業員	従業員
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※中小企業基本法による

2.2 知的財産とは

知的財産基本法第2条第1項では、「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」と定義されている。

また、同条第2項では、「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」と定義されている。

知的財産権は、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創作物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別される（図2）⁽²⁾。

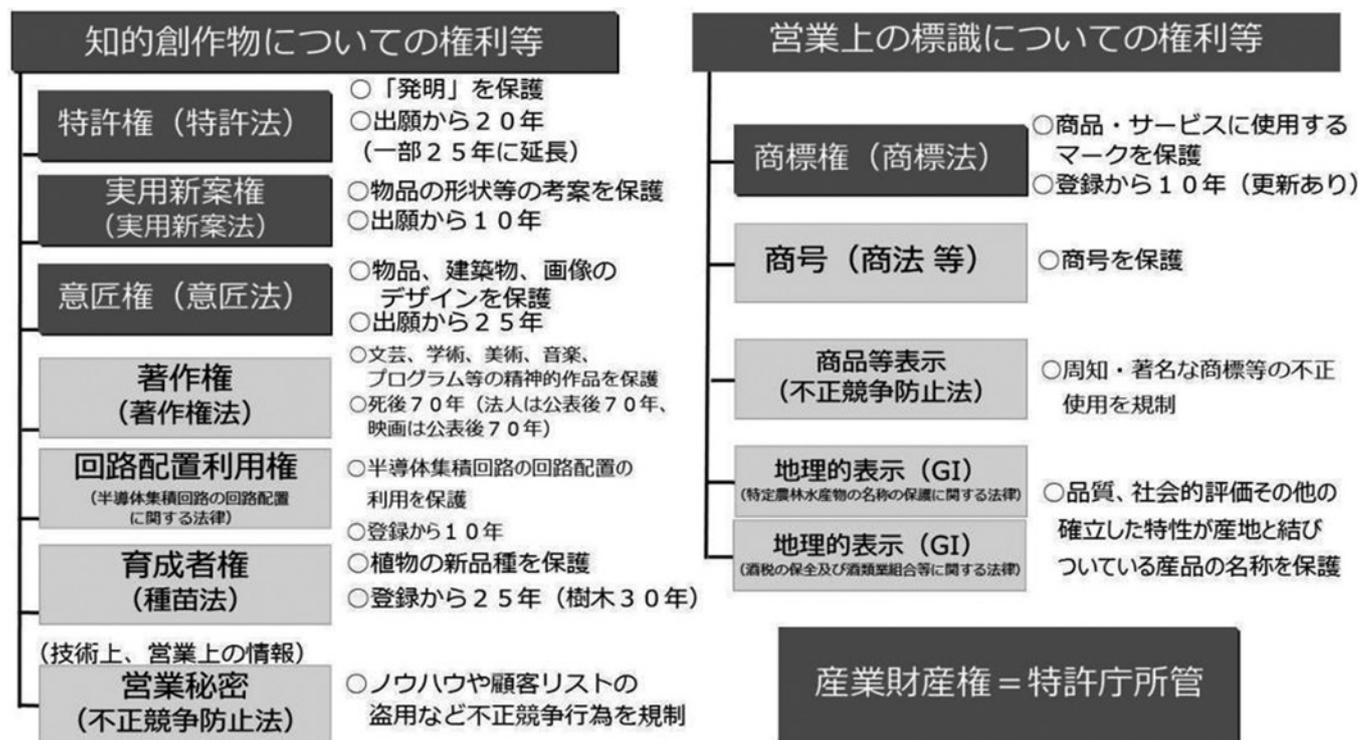


図2 知的財産権の種類

2.3 中小企業の知的財産活動の現状

ところで、中小企業には、知財に関するさまざまな課題があり、知的財産活動が十分に行われていない現状がある。そのことは、下記の出願実態及び他の知財活動の現状からもうかがえる。

(1) 中小企業の産業財産権の出願実態

① 特許権

2023年内国人⁽³⁾による特許権出願件数は228,936件⁽⁴⁾、そのうち中小企業による出願件数は40,221件であり、全体の17.6%を占める。中小企業である出願者数は全体の65.8%を占める（図3）⁽⁵⁾。

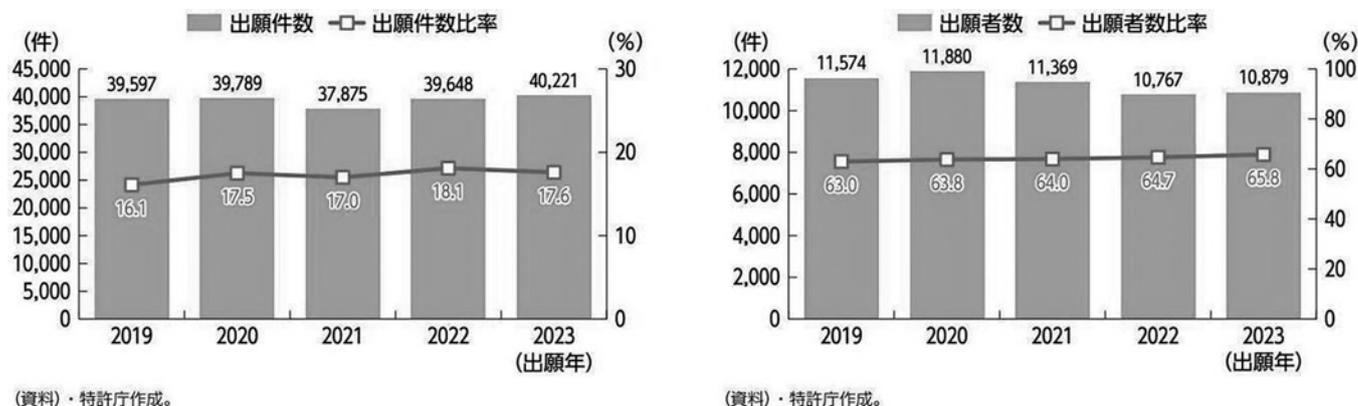
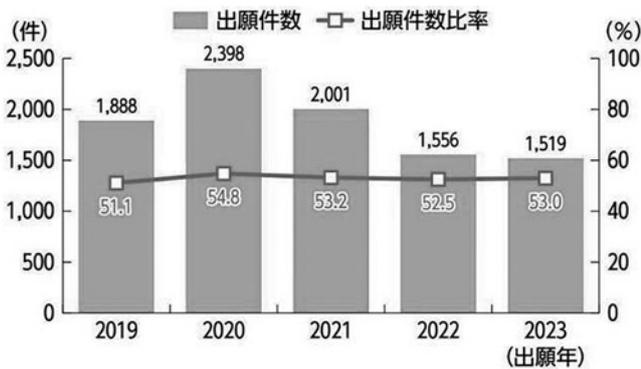


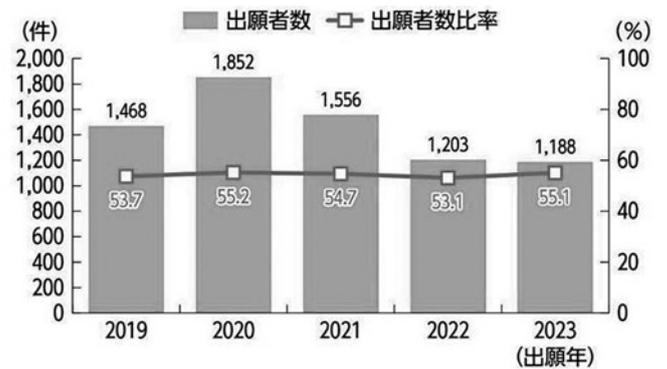
図3 中小企業の特許権出願状況

② 実用新案権

2023年内国人による実用新案権出願件数は2,868件⁽⁶⁾、そのうち中小企業による出願件数は1,519件であり、全体の53.0%を占める。中小企業である出願者数は全体の55.1%を占める（図4）⁽⁷⁾。



(資料)・特許庁作成。

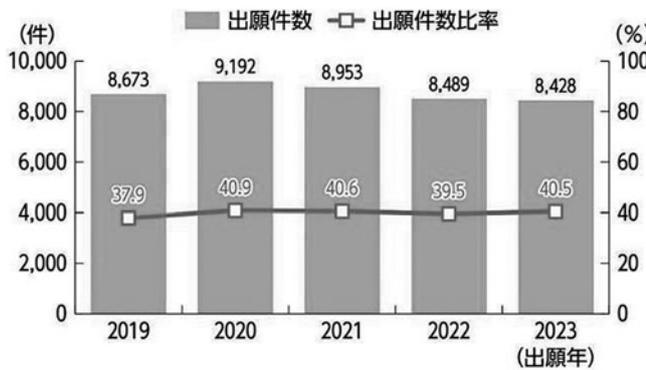


(資料)・特許庁作成。

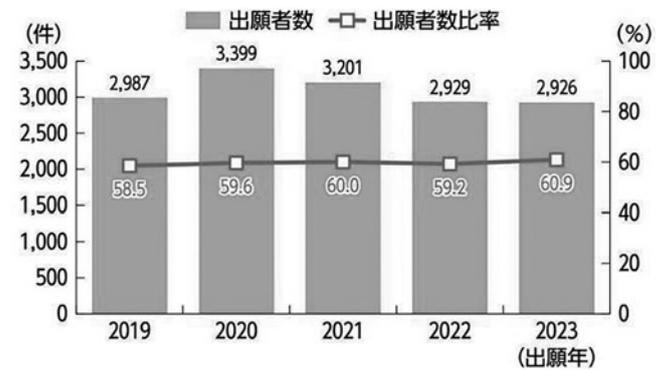
図4 中小企業の実用新案権出願状況

③ 意匠権

2023年内国人による意匠権出願件数は20,817件⁽⁸⁾、そのうち中小企業による出願件数は前年8,489件比約0.7%減、8,428件であり、全体の40.5%を占める。中小企業である出願者数は全体の60.9%を占める(図5)⁽⁹⁾。



(資料)・特許庁作成。



(資料)・特許庁作成。

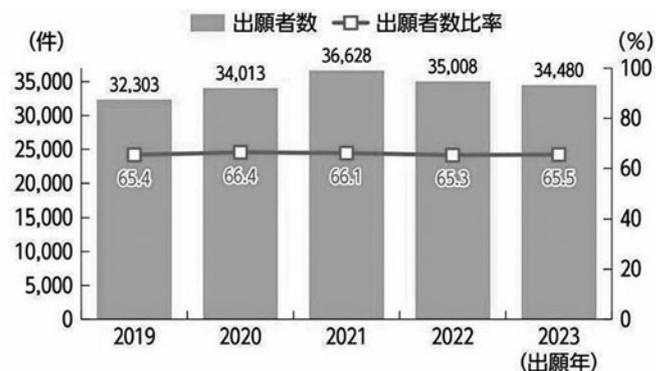
図5 中小企業の意匠権出願状況

④ 商標権

2023年内国人による商標権出願件数は122,213件⁽¹⁰⁾、そのうち中小企業による出願件数は前年74,010件比約2.7%減、72,015件であり、全体の58.9%を占める。中小企業である出願者数は全体の65.5%を占める(図6)⁽¹¹⁾。



(資料)・特許庁作成。



(資料)・特許庁作成。

図6 中小企業の商標権出願状況

中小企業の実用新案権と商標権の出願件数に関しては全体の半分以上を占めている一方、特許権の出願件数に関しては18%弱となり、大きな差がある。中小企業における知財活動は穏やかな進展をみせているものの、特許権出願件数に占める中小企業の出願の割合は約18%にとどまっている。

出願者数からみると、中小企業は、知財制度の主要ユーザーではあるが、企業数の99.7%を中小企業が占めることに鑑みれば、出願者数には十分ではなく、新たに知財活動に取り組むべき中小企業が多く存するものと考えら

れる。

(2) 技術移転・ライセンス供与

平成30年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」において、技術移転を受けた企業は16.8%にとどまり、関心を持つ企業は39.9%とその2.5倍に達する。「国内の大学」からの移転に関心を持つ企業は63.1%、「国や公設試験機関」からは54.2%で、垂直型移転が多い一方、「国内中堅・大企業」からの水平型移転も47.2%と高い⁽¹²⁾。

企業が技術移転を受ける際の課題として、「人材やノウハウの不足」(55.7%)、「特許・技術取引の情報不足」(45.1%)、「技術発掘方法の不明」(43.0%)が挙げられている⁽¹³⁾。

ライセンス供与に関心を持つ企業は46.6%、実際に供与経験のある企業は17.9%で、ライセンス先は国内の中堅・中小企業が主(各46%)、海外企業は25.6%である。ライセンス供与の目的は「自社技術を他社製品に導入」(65.0%)が最多で、次いで「自社ブランドやキャラクターの使用許可」(26.0%)、「未利用特許・商標の許可」(15.6%)、「クロスライセンス」(12.7%)が続く⁽¹⁴⁾。

(3) 中小企業の知的財産・ノウハウの保護に関する現状

公正取引委員会が令和元年(2019年)6月に公表した「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」では、①ノウハウの開示を強要される、②名ばかりの共同研究を強いられる、③特許出願に干渉される、④知的財産権の無償譲渡を強要される等の多数の事例が報告された。

また、契約時に知財取り扱いを確認する体制が整備されている企業は、大企業で92.1%に対し、中小企業では72.6%にとどまる。さらに、不利な契約条項に対する不安を持つ企業は大企業で30.7%、中小企業で21.3%と差がみられる⁽¹⁵⁾。

日本商工会議所LEBO調査(2024年8月)では、知財侵害行為を受けたことがある割合は11.9%と、約8社に1社が知財侵害を経験している。「自社の従業員・役員や退職者に、自社の知的財産や営業秘密を無断で持ち出された」(45.6%)、「自社の技術やノウハウを不用意に第三者に開示した結果、模倣品が製造・販売された」(27.2%)が上位を占め、知財経営リテラシーの向上が必要と考えられる。さらに、「知的財産の保護」に関する施策を知らない企業は42.8%に達し、施策の周知が課題となっている(図7)⁽¹⁶⁾。

「下請Gメン」(取引調査員)による実態調査	30.9%
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	29.3%
パートナーシップ構築宣言における「知財・ノウハウ」の明記	21.5%
知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針	13.3%
製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書	8.8%
知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形	7.3%
特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」	6.7%
「知財Gメン」(取引調査員)による実態調査	6.4%
INPIT知財総合支援窓口	4.5%
スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針	3.8%
IP ePlat(知財に関するeラーニングサイト)	1.7%
オープンイノベーション促進のためのモデル契約書	0.9%
その他	0.5%
知っているものはない	42.8%

図7 「知的財産の保護」に関して知っている施策

3. 中小企業が直面する知的財産に関する課題

中小企業の多くは知的財産に関してさまざまな課題に直面しており、その中でも一般的に指摘されている要因としては、「人材面」「資金面」「情報面」である。

3.1 人材の不足

中小企業の知的財産活動における体制は、脆弱であるとされている。出願経験のある企業を対象とした調査によれば、専任の知財担当者を配置している中小企業は25%にとどまり、80%以上が1~3名の兼任担当者に依存している。また、約15%の企業では担当者がいない状況である（図8）⁽¹⁷⁾。

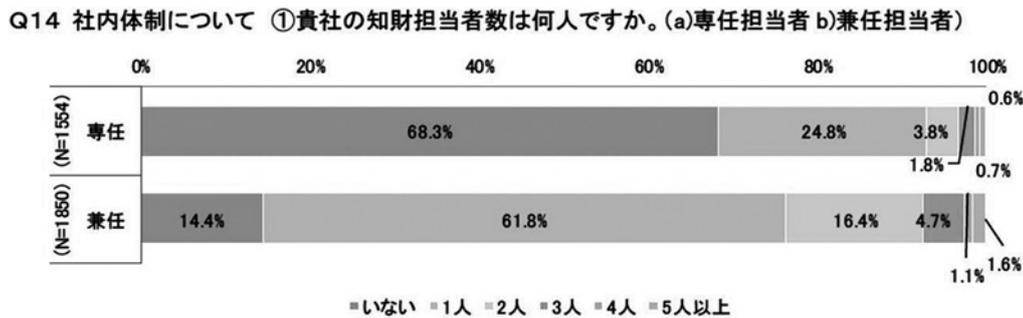


図8 知財担当者数

特許庁の「知的財産活動調査」（令和5年）によると、2022年度の知的財産担当者数は44,900人に達するが、その中で中小企業では経営トップが知財戦略を兼務する割合が32.9%に上り、大企業の36.1%が部長級に位置する構造と対照的である（図9）⁽¹⁸⁾。

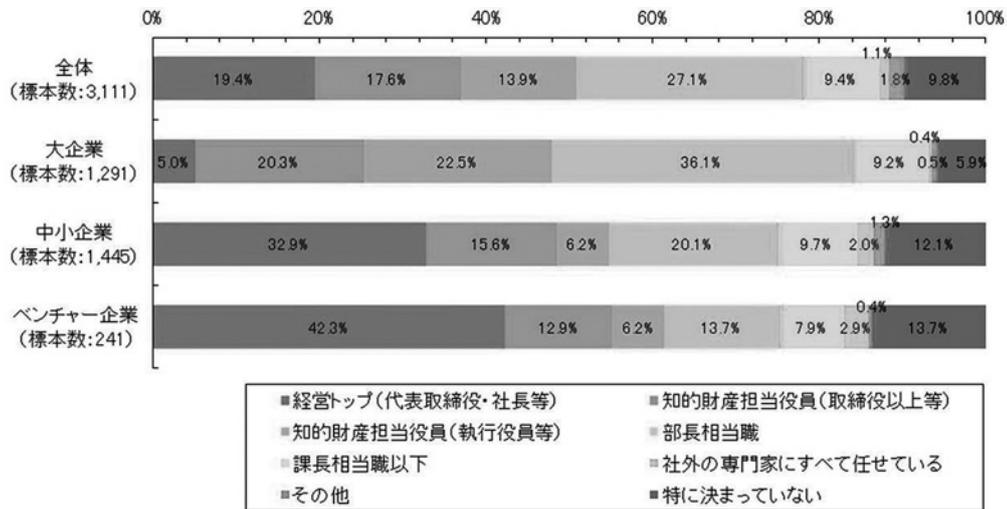


図9 企業規模別の知的財産総括責任者の役職等の割合

さらに、知財担当役員の業務兼任状況をみると、中小企業では「研究開発」との兼任が36.9%で、大企業の52.2%を大きく下回る一方、「営業」との兼任割合は8.0%と、大企業の2.0%を上回っている（図10）⁽¹⁹⁾。

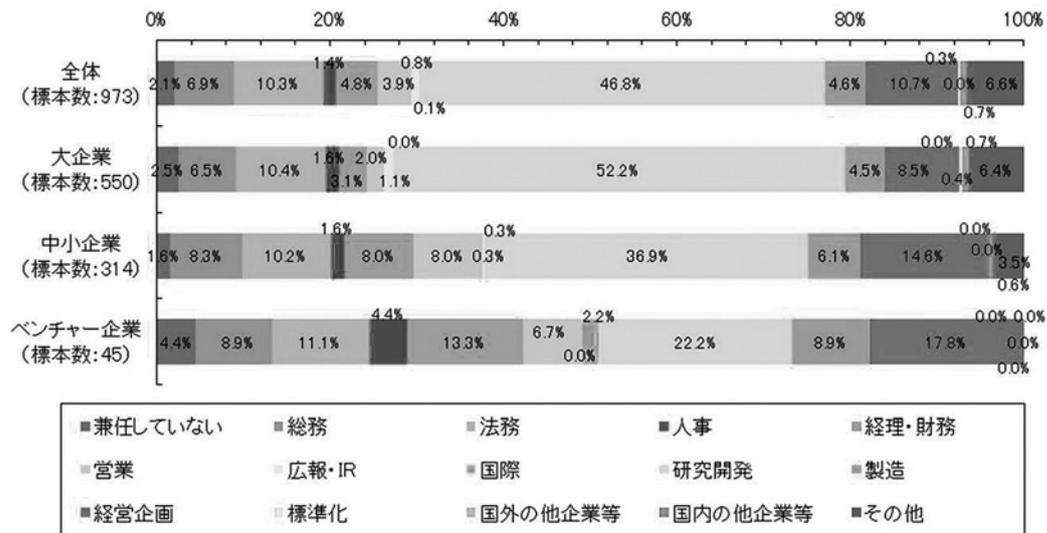


図 10 企業規模別の知的財産担当役員が兼任している主な役員業務の割合

また、知財担当役員の就任前の業務経験では、中小企業の「研究開発」経験が36.9%にとどまり、「営業」経験は13.8%と、大企業の6.1%を上回っている（図11）⁽²⁰⁾。

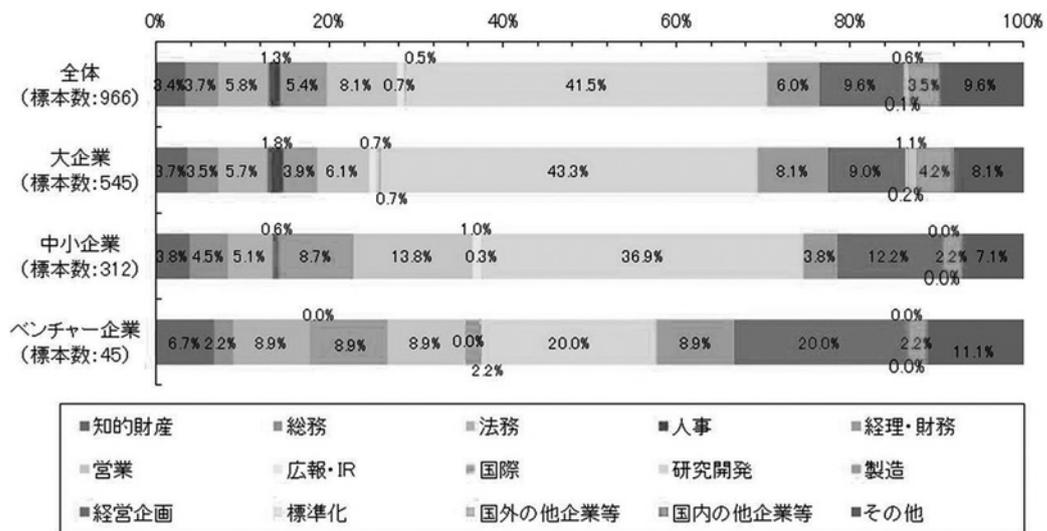


図 11 企業規模別の知的財産担当役員就任前の業務経験の割合

人材育成に関しては、「社内での実務トレーニング」が23.5%、「公的機関での講習やトレーニング」が16.2%である一方、「特に取り組みを行っていない」企業が65.0%を占め、平成25年度調査とほぼ変化がみられない（図12）⁽²¹⁾。

Q16 知財に対する意識、仕組みについて ②知的財産に関わる人材育成は、どのように実施していますか。(いくつでも)

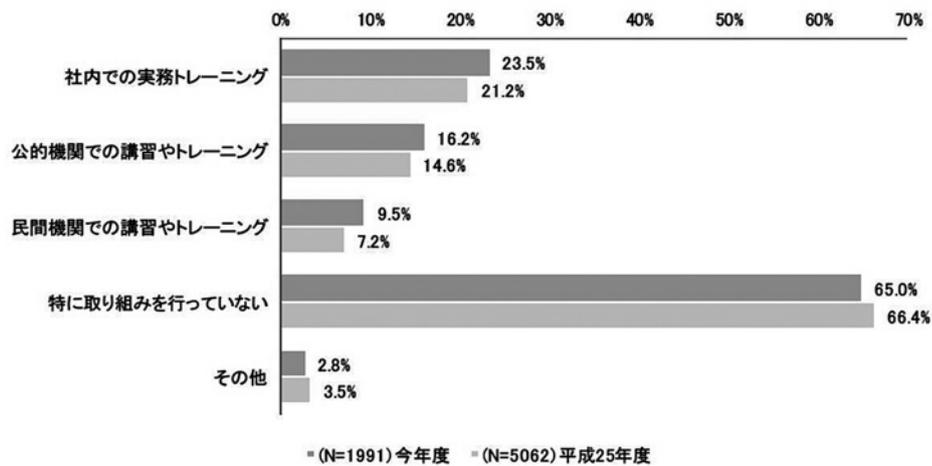


図 12 知財に関わる人材育成について (複数回答)

これにより、知財人材育成が進まず、経営者が知財活動を主導せざるを得ない現状が続いて、取り組みを行う企業が少ないことが課題となっている。

3. 2 資金の不足

中小企業の資金調達は、安定していないのが現状である。大企業に比べて規模が小さい中小企業は、一般的には実績が乏しく、社会的信用度が低くなりがちであり、金融機関が融資に対して慎重な姿勢を取ることが多い。

知財を活用した資金調達手法の中心は知財担保融資であり、特許権や商標権などに質権を設定する方法が一般的である。しかし、知的財産権は無形固定資産であるため、以下の課題が指摘されている⁽²²⁾。

- ・換価処分が難しい。
- ・担保権設定は多くの場合、譲渡担保の形式を取る必要がある。
- ・実施権を設定しない限り、知的財産権そのものがキャッシュフローを生み出さない。

これらの理由から、知的財産権単独での担保権設定や融資には困難である。

改正信託業法(2004年施行)により知的財産の信託が可能となるものの、知財信託の実現には適切な評価が必要であり、現実的な運用は困難を伴う。

そして、知財活動にかかる費用も中小企業にとって大きな負担となっている。特許庁の調査によると⁽²³⁾、2022年度の知財活動費は約8,757億円に上り、そのうち約3分の2が願関連費用を占めている。1社あたりの平均費用が150百万円を超えることから、多くの中小企業にとって知財取得や維持は重大な経済的負担となっている。

さらに、知財侵害が発生した際の訴訟費用も高額であり、多くの中小企業がこれに対応できず、模倣対策が取れていない。

加えて、円安による物価高騰が続いているため、収益が悪化している中小企業も少なくなく、経済的な負担がますます深刻化している。

3. 3 情報・知識の不足

情報・知識の不足と人材の不足は密接に関連しており、重なり合う部分が多い。知的財産を専門的に扱う担当者がいない、または専門的な知財スキルを持つ人材を雇用していない場合、知的財産関連の情報を適切に取得する手段がわからず、知財活動に関する基本的な知識が不足する状況に陥りやすいと考えられる。

「人材面」「資金面」「情報面」の3つの課題のうち、中小企業自身の認識は、人材面→情報面→資金面となっている。

具体的には、課題として「知的財産を管理する人材が不足」をあげる企業が36.3%、「知的財産にかかる情報・

知識が不足」が33.1%、「出願等の知的活動に費やす資金不足が24.8%となっている。また、「知的財産にさける時間が不足」と回答した割合は30.5%となっている（図13）⁽²⁴⁾。

Q13 貴社の知的財産活動全般について ③貴社が知的財産活動に取り組むにあたり課題となっていることはどのようなことですか。(いくつでも)

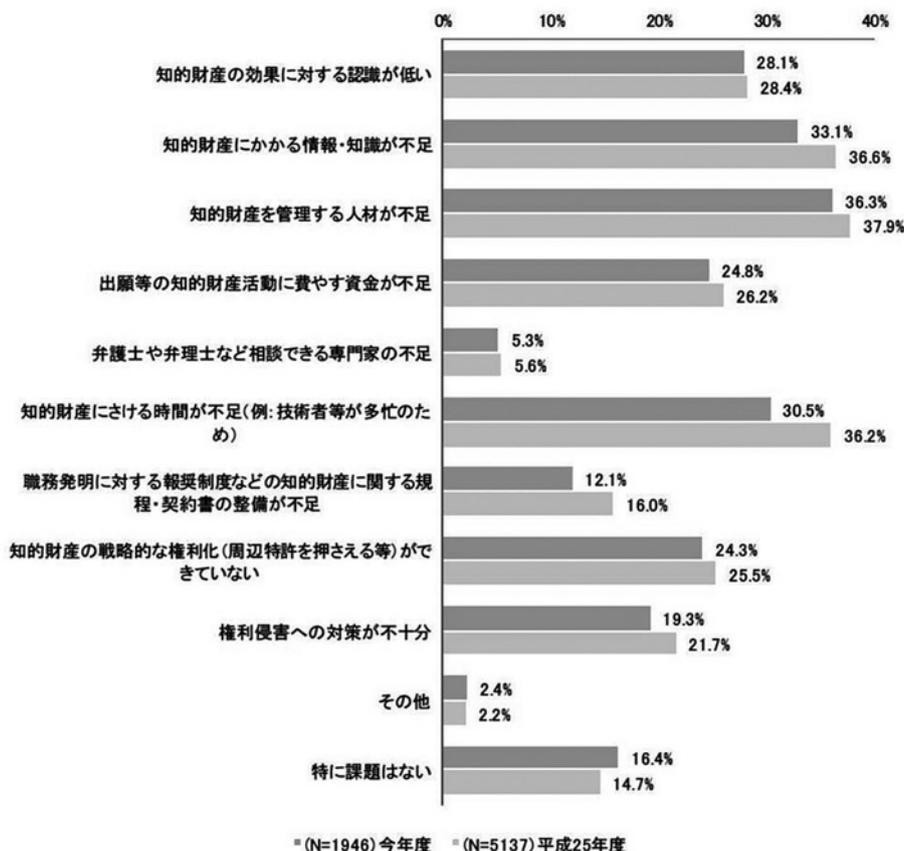


図13 知的財産活動に取り組むにあつた課題（複数回答）

4. 知的財産支援策の現状と課題

4. 1 知財支援を行う背景と必要性

1990年代以降、技術革新やイノベーションは先進国経済の成長を牽引する主要な要素となった。「知識経済」の時代において、知識が生み出す付加価値の重要性が増し、競争は単なる価格競争から革新性を軸とする競争へと移行している。この中で、知的財産を創出・保護・活用する仕組みの整備が求められる。

中小企業は地域経済を支える重要な存在であり、「知的財産立国」の実現においても中核的役割を果たす。しかし、多くの中小企業が労働力や資金不足に直面し、知的財産を活用した競争力強化に取り組むことが難しい現状がある。

また、法的根拠として、知的財産基本法第19条第2項では、中小企業が経済活力の維持と強化に果たす役割を明確化し、創業や新事業開拓への特別な配慮を求めている。同様に、中小企業基本法も、多様で活力ある中小企業の成長が日本経済の基盤であることを強調し、経営革新や創業の促進を目的としている。

4. 2 支援策の現状

政府は中小企業支援制度を整備し、これらの政策が中小企業に良好な影響をもたらすとする研究結果がある。また、地域の知財政策に焦点を当てた研究も行われており、先行研究などもみられる。「自治体による知財政策の在り方に関する考察」によると、知的財産推進計画を策定した自治体では、特許権出願数及び商標権出願数の増加率が統計的に有意に上昇しており、知財政策が中小企業の知財活動を活性化させる要因となっていることが確認されている⁽²⁵⁾。

また、「地域の知財政策として大学支援策を実施するためのガイドライン策定研究」では、政府が大学との連携を強化し、中小企業が大学の知的財産や技術支援を受けられる体制を整備することが、技術革新と市場競争力の向上に貢献することが報告されている⁽²⁶⁾。

しかしながら、これらの政策に関する認知がうまくいかず、当初の目標を達成できなかった例は少なくない。経済産業省が平成30年3月に発表した「平成29年度中小企業者における中小企業施策の認知度及び利用度の向上に向けた課題と広報のあり方に関するニーズ調査報告書」によると、「補助金・助成金」や「イベント・セミナー」の認知度が46.8%で最も高く、次いで「政府系金融機関による融資」(44.2%)が続く⁽²⁷⁾。一方で、広報ツールの認知度では「どれも知らない」が41.6%と最も高く、利用頻度も「年に数回チェック」が53.3%で最多であった⁽²⁸⁾。

株式会社野村総合研究所「令和元年度中小企業支援機関の在り方に関する調査に係る委託事業報告書」では、中小企業支援メニューとしては「補助金・助成金」を利用したことがある事業者が最も多く、65.7%となった。支援機関としては「商工会・商工会議所」を利用したことがある事業者が最も多い。一方で、補助金・助成金や税制優遇(特別償却や税減免)以外の政策については、「内容を理解しているが利用したことがない」または「存在は認知しているが利用したことがない」と回答した企業が合計で45%を超えている(図14)⁽²⁹⁾。

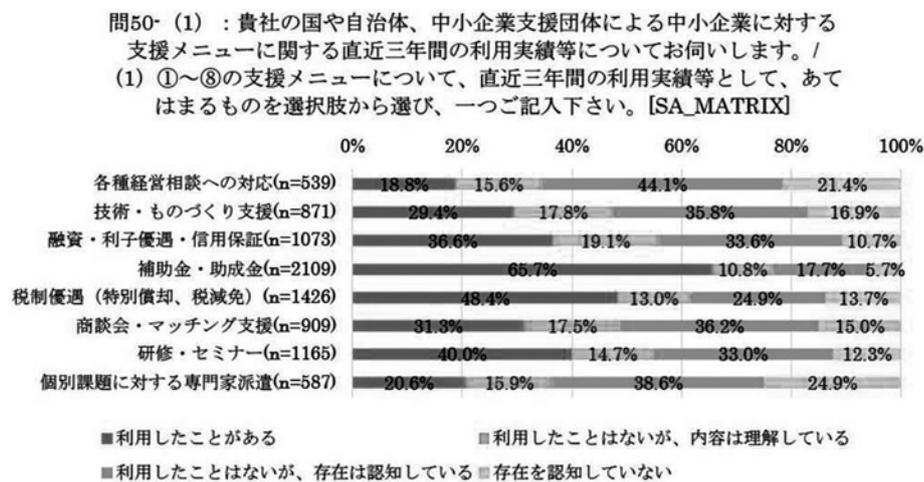


図14 支援メニューの利用実績

4. 3 実証研究

筆者は税理士事務所での業務経験を通じ、中小企業の多くが知財支援策に関する認知不足や利用率の低さという課題に直面していることを実感している。これを検証するため、2024年11月に勤務先の関係者名簿から抽出した日本の中小企業のうち中国人が経営する中小企業200社を対象⁽³⁰⁾としたアンケート調査を実施した。本調査結果は偏りを含む可能性があるものの、過去の調査と比較することで一定の示唆が得られると考えられる。

今回の調査結果を業種別にみると、製造業が3%、情報通信業が15%、卸売・小売業が30%、運輸業が3%、宿泊業・飲食サービス業が18%、生活関連サービス業・娯楽業が7%、教育・学習支援業が10%、不動産業が10%、農業が2%、その他(リサイクル業など)が2%となった(図15)。

Q1: 貴社の主な事業内容を教えてください。

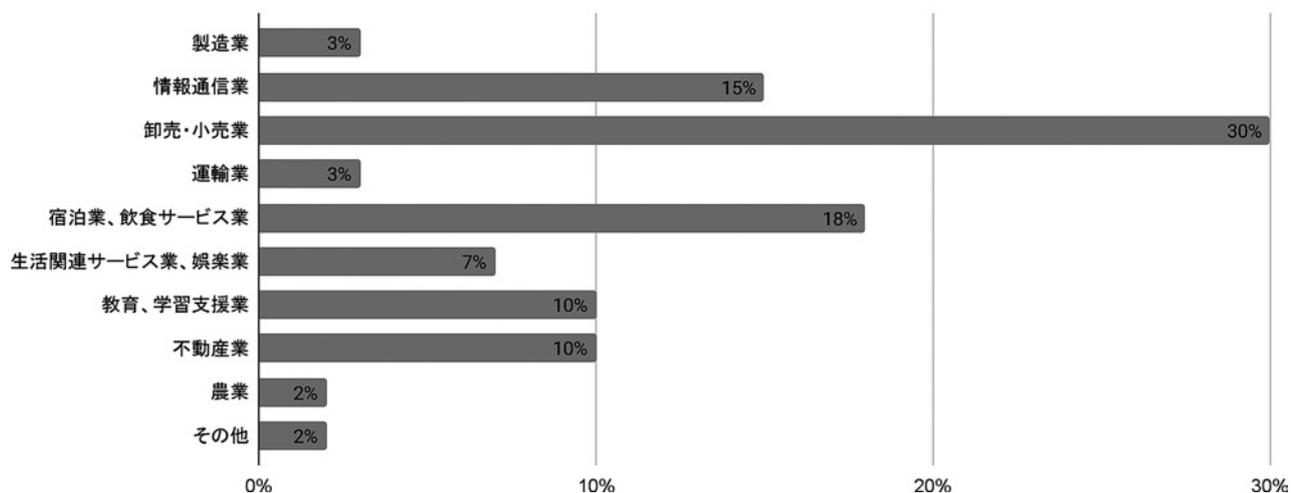


図 15 業種分類

知的財産権の保有状況については、71%の企業がいずれの権利も保有していない一方で、商標権を保有している企業は27%、著作権は7%、特許権は1%、実用新案権は2%にとどまっている。意匠権を持っている会社はない(図 16)。

Q2: 貴社は知的財産権を保有していますか？(複数回答可)

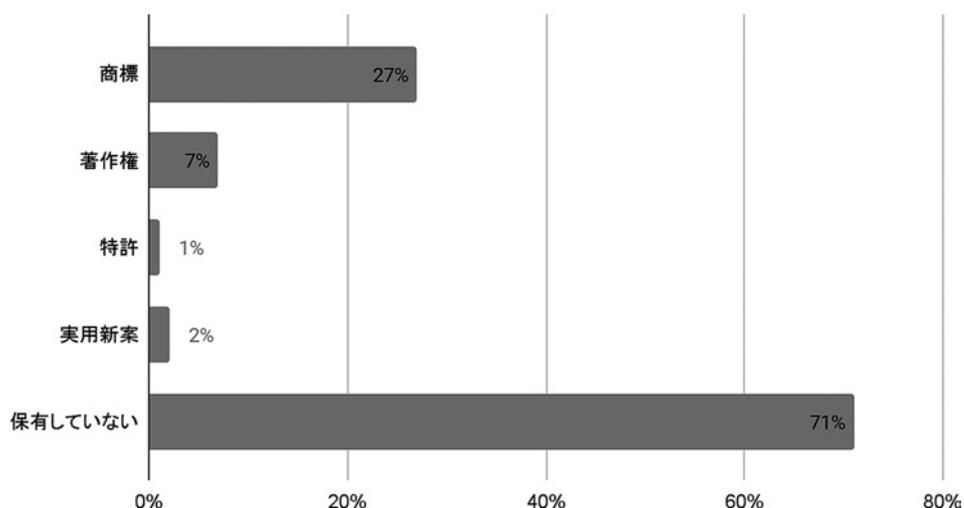


図 16 知的財産権の保有状況

中小企業施策の認知度について、最も認知度が高かったのは「国・都道府県・市町村などが交付する補助金・助成金」で、59%に達した。次いで、「政府系金融機関などが行う融資」が47%となった。それ以外の施策については認知度が40%未満にとどまり、多くの企業が十分に認知していないと考えられる(図 17)。

Q3: 下記の中小企業施策はご存知ですか？(当てはまるものを全てお選びください)

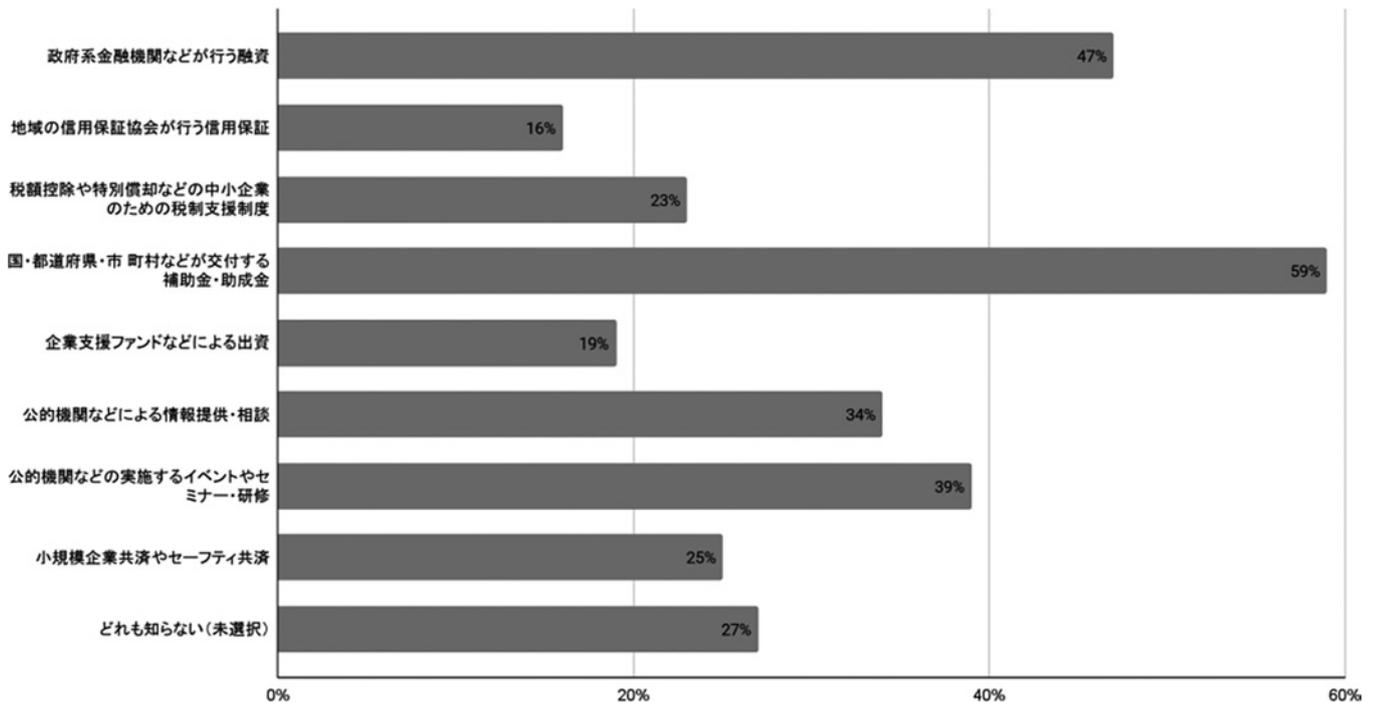


図 17 中小企業施策の認知度

特許庁が実施している支援策に関する認知度は、全体的に低い傾向にあるが、「特許料等の減免」、「各種説明会」、「INPIT 知財総合支援窓口」、「J-PlatPat」については、比較的認知の割合が高い結果となった（図 18）。

Q4: 特許庁が実施している公的支援、どの程度知っていますか？

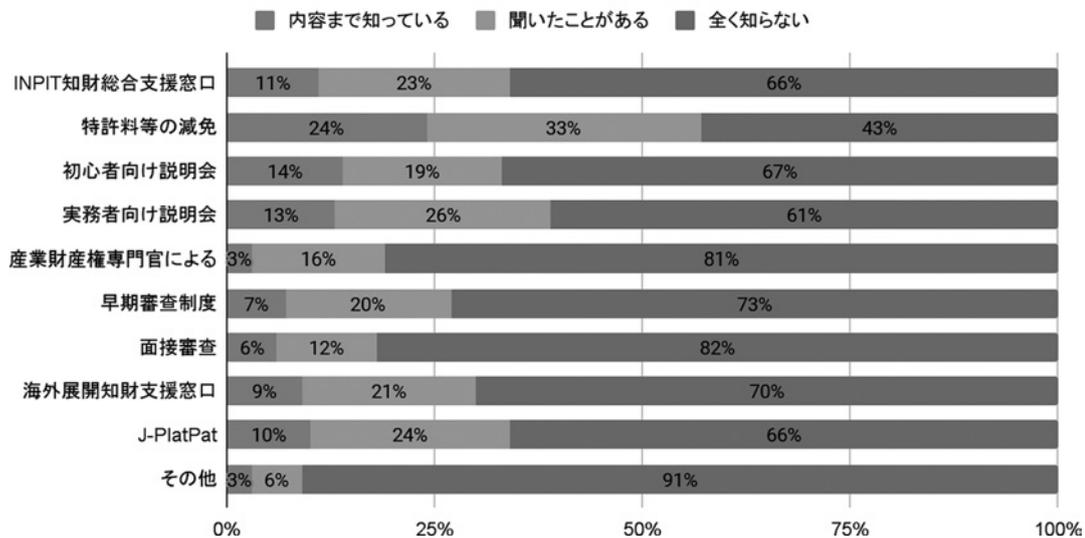


図 18 特許庁の施策の認知度

また、今回の調査結果は、株式会社帝国データバンクが行った「平成 25 年度中小企業等知財支援施策検討分析事業（中小企業の知的財産活動に関する基本調査）」報告書で示された公的支援の認知度（全体）（図 19）⁽³¹⁾と類似しており、過去の調査結果とも整合性がみられる。このことから、特許庁の支援策に対する認知度向上が依然として課題であり、引き続き効果的な普及活動を推進する必要があることが示唆される。

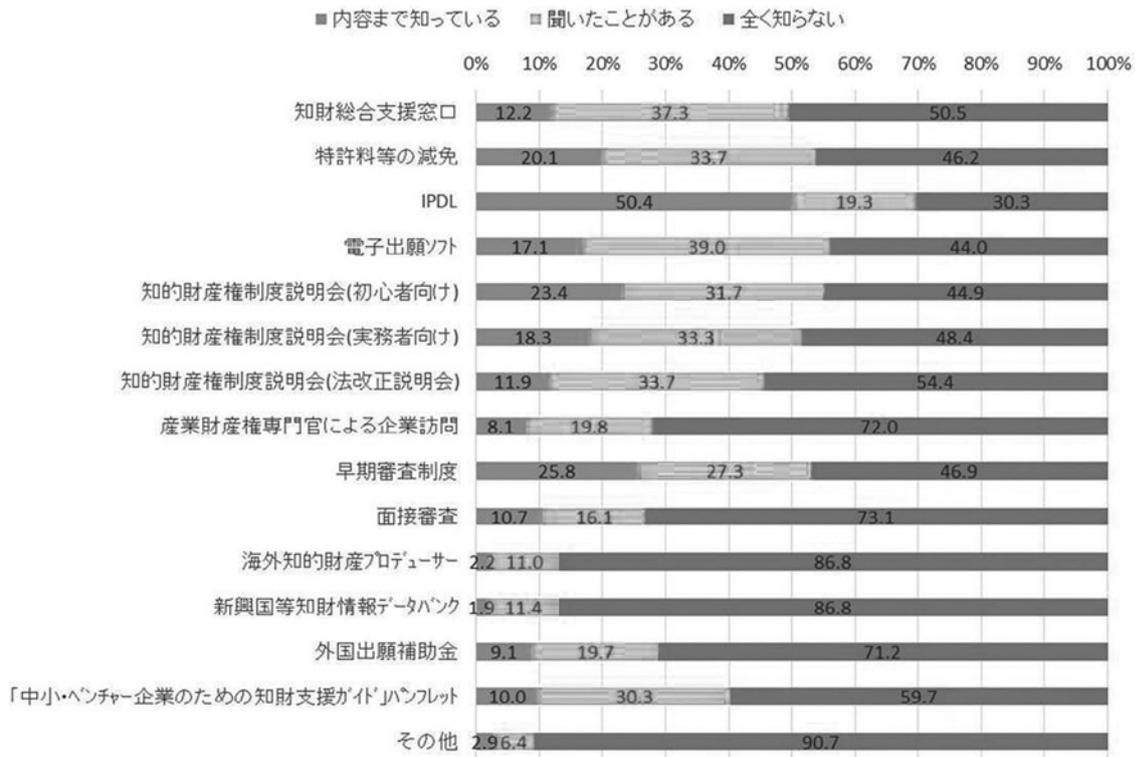


図 19 公的支援の認知度 (全体)

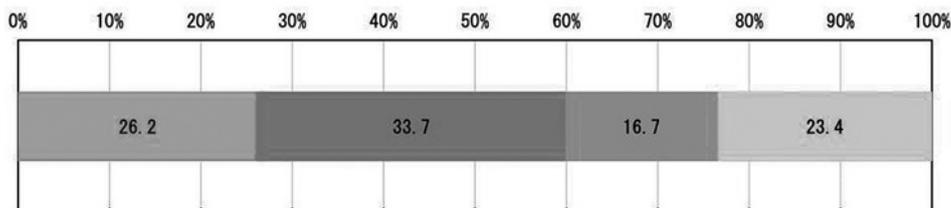
知財相談先として税理士事務所 (30%) や弁護士・弁理士 (25%) が多く挙げられる一方、35%の企業は誰にも相談していないことが明らかとなった。

知財支援策の実際の利用状況について、「利用したことがない」と回答した企業が全体の70%を占める結果がわかった。支援策を利用するうえで感じる課題としては、以下が挙げられた。

- ・手続きが難しい
- ・日本語の壁がある
- ・支援の内容が分からない。

日本語の壁は外国人経営者にとって大きな障壁である一方、株式会社野村総合研究所の調査によれば、日本人経営者にとっても、手続きの煩雑さや支援策の内容理解の難しさが利用を妨げる要因となっている。「手続きが煩雑」「情報が複雑で、理解が困難」といった理由から、支援策を利用したいと思わない企業が多いことが示されている (図 20)⁽³²⁾。したがって、手続きの簡素化や支援内容の明確化、さらに多言語対応の情報提供を進めることが重要であると考えられる。

問55：【問54で「2. どちらともいえない」、「3. 利用したいと思わない」と回答の方】公的な中小企業支援メニューや支援機関の今後の利用意向について、どちらともいえないまたは利用したいと思わない理由として、最もあてはまるもの一つに○をつけて下さい。 [SA] (N=1888)



- 個別の課題解決への貢献が低いから
- 利用に際した手続きが煩雑だから
- 情報が複雑で、理解が困難だから
- その他

図 20 公的支援メニュー・支援機関を今後利用しない理由

知財に関して最も関心のある分野についての回答結果は、商標権に関心を持つ企業が40%で最も多く、次いで

著作権が15%、特許権が9%、意匠権が1%となっている。一方で、特に関心がないと回答した企業も35%に達しており、知財に対する関心のばらつきがみられる結果となった。

さらに、関心を持つ分野の中で具体的にどのようなものに関する権利に興味があるかについて質問したところ、以下のような結果が得られた。

① 商標権に関する具体的な関心（複数回答可）：

- ・音商標：59%
- ・ブランドロゴ：50%
- ・商品パッケージデザイン：15%

② 著作権に関する具体的な関心（複数回答可）：

- ・教育教材やマニュアルの保護：40%
- ・ITソフトウェアやアプリケーション：35%
- ・映像や写真素材：20%
- ・その他：5%

③ 特許権に関する具体的な関心（複数回答可）：

- ・コンピュータソフトウェア関連発明：61%
- ・製造プロセスの保護：39%

今回の調査結果では、音商標に興味を持つ企業が予想以上に多く、47社に達した。その背景として考えられる一つの要因は、中国で普及している「Alipay」というPayPayに似た決済アプリである。支払い時に商家側で特有の音が鳴る仕組みがあり、これを利用することで自社の宣伝効果を期待する企業が多いと推測される。

知財支援策で強化してほしい分野については、資金面では「融資・利子優遇」が27%、「補助金・助成金」が65%と高い割合で希望されている。人材面では「各種経営相談への対応」が24%、「研修・セミナー」が21%といった結果になった。多くの企業が資金調達や財政支援の強化を最優先課題と考えている一方で、経営や知財に関するスキルアップや相談体制の充実にも一定のニーズがあることが明らかになった。

5. 比較研究

以上のことから、日本では依然として知財を取得・活用している中小企業が限られており、人材不足や支援体制の課題が依然として残されている。一方で、国際的には科学技術イノベーション（STI）政策の一環として、基礎研究の成果を迅速にイノベーションへと結びつけ、中小企業やベンチャー企業を経済活性化の原動力とする動きが顕著である。

国際的には、中小企業やベンチャー企業へのファンディングや人材育成を推進しつつ、知財制度を整備し、活用促進を図っている。この背景において、日本が中小企業の知財活用を促進するには、諸外国の成功事例を比較研究し、それを基に支援施策のさらなる改善を図ることが重要である。

5. 1 アメリカ

(1) アメリカの中小企業

アメリカ中小企業庁（Small Business Administration：SBA）による中小企業の定義とは、「①独立した企業体（＝子会社などでない）こと、②従事する事業分野において独占的でないこと、③年間平均収入や従業員が一定規模以下であること（業種によって異なるが、収入であれば75万～2,850万ドル、従業員数であれば100～1,500名以下）」である⁽³³⁾。なお、連邦政府が発表する全般的な施政方針やマクロ的な統計において通常使用される中小企業の定義とは、従業員500人未満の企業のことを指す。

アメリカでは、2017年時点での中小企業数は3,170万社で、全企業数の99.9%を占めている。また、中小企業に雇用されている従業員数は6,060万人で、これは全企業における従業員数の47.1%に相当する⁽³⁴⁾。

(2) アメリカの中小企業支援機関

連邦政府は、主にSBAを通じて中小企業を支援している。SBAは中小企業法に基づき設立された独立した連邦機関であり、中小企業への救援、助言、支援、保護を目的に、自由で競争力のある企業活動を守り、国家全体の経済を維持・強化するための各種施策を立案・実施している。また、州際や国際通商を行わない地方の中小企業も含め、すべての中小企業を対象に支援を行っている。さらに、連邦政府には米国憲法の通商条項及び一般福祉条項に基づき、地方の中小企業を支援する権限が与えられている。

(3) SBIR (Small Business Innovation Research) 制度

① アメリカのSBIR制度

SBIRプログラムは、1982年に制定された中小企業技術革新法 (Public Law 97-219, the Small Business Innovation Development Act, 15 U.S.C. 638) によって法制化された。このプログラムはSBAが全体を統括しながら、実施は各省庁が個別に担当する仕組みとなっている。対象は、米国内で研究開発を行う中小企業であり、法的な目標として以下が掲げられている⁽³⁵⁾。

- ・技術革新の活性化
- ・連邦政府の研究開発ニーズへの対応
- ・イノベーションと企業活動への女性や社会的、経済的に不利な立場の人々の参加の支援と奨励
- ・連邦政府研究開発によりもたらされたイノベーションの市場化・商業化の促進

2021年度のSBIR全体の助成規模は33億7000万ドル(約4400億円)、助成件数は5,495件に達する。また、SBIRでは、助成を受けて参加企業が行う研究開発を3段階に区分している。中小企業がSBIRに応募するとき、フェーズIからフェーズIIへ移行するときのそれぞれの時点で、助成の可否を判断するという多段階選抜方式をとっている⁽³⁶⁾(図21)⁽³⁷⁾。

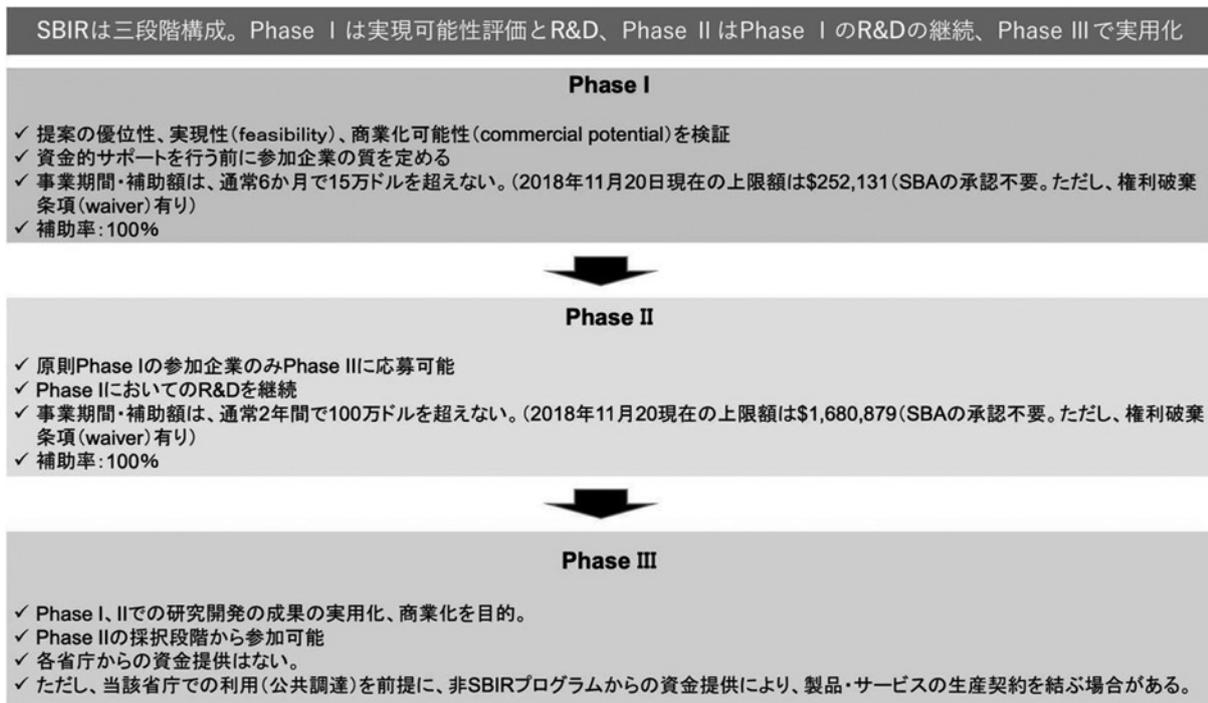


図 21 米国 SBIR 制度のフェーズ 1～3 の概要

② 日本のSBIR制度

日本のSBIR制度は、「中小企業等経営強化法」に基づき、1999年に導入された。2021年には制度の根拠規定を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」へ移管し、SBIR制度の抜本的な改革が行った。主な改革内容は以下の通り。

- ・内閣府を司令塔とした省庁横断の取組を強化。

・各省の特定の研究開発予算（特定新技術補助金等）の一定割合の金額がスタートアップ等へ支出されるよう、支出目標を設定。

・各省の指定の補助金等（指定補助金等）の統一的なルールによる運用を実施。

さらに、令和4年度第2次補正予算において、SBIR制度の拡充策として「中小企業イノベーション創出推進事業」（フェーズ3基金事業）が新設され、「スタートアップ育成5か年計画」に基づき、スタートアップの先端技術を迅速に社会実装する体制が整備された。

現在日本版SBIRは、抜本的な変更を経て米国のSBIRに近いプログラムとなった（図22）⁽³⁸⁾。

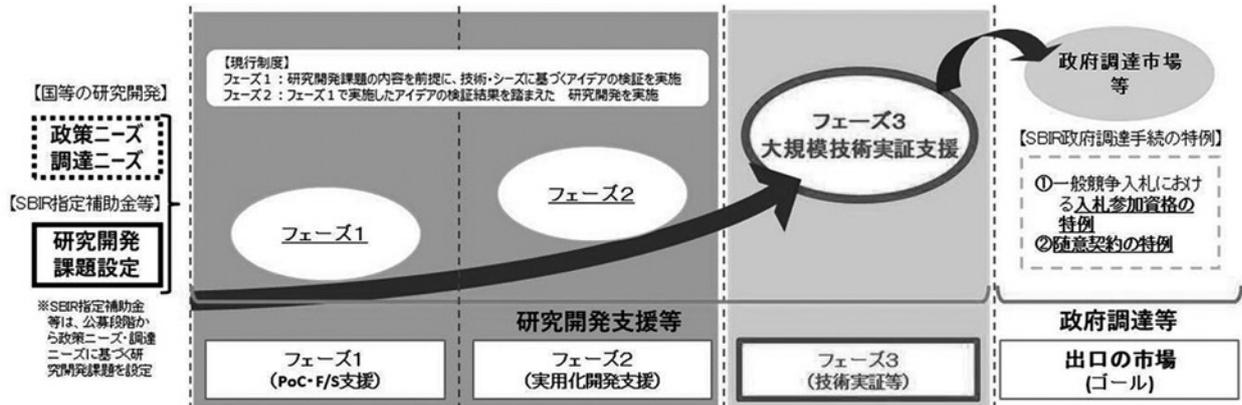


図22 日本SBIR制度のフェーズ1～3の概要

（4）日本への提言

SBIRは全体的に高い評価を受けている一方で、商業化実績の評価が求められるようになった背景には、「SBIRミル（SBIR mills）」と呼ばれる企業の存在が挙げられる。これらの企業は、他社と比較してSBIRから多数の助成を受けているにもかかわらず、商業化の成功率が低い点が懸念されてきた。

また、日本が参考にした米国のSBIRについては、社会にイノベーションや雇用をもたらすのは一部のスタートアップや創業間もない中小企業に限られることが指摘されている。しかし、SBIRは中小企業全体がイノベーションの担い手であるという誤解に基づいて設計されている側面がある。日本版SBIRを推進するうえでは、SBIRミルの問題とともに、こうした制度的な矛盾にどのように対応するかが大きな課題となるであろう。

5.2 中国

（1）中国の中小企業

「中小企業区分基準」によれば、中小企業の定義は業種ごとに異なり、従業員数、売上高、総資産額を基準に分類されている⁽³⁹⁾。中国の中小企業は、2017年時点で、全企業数372,729社のうち、97.5%を占めている⁽⁴⁰⁾。

（2）中国の中小企業支援機関

中国政府は主に工業情報化部（MIIT）を通じて中小企業を支援している。この機関は、中小企業が直面する課題を解決し、産業競争力を強化するために、資金支援、技術革新、人的資源育成、海外市場参入支援など、多岐にわたる支援を提供している。また、中国には国家中小企業発展促進センターや国家中小企業公共サービスプラットフォームなどの専門機関が設置されており、これらの機関は中小企業に対してコンサルティング、情報提供、トレーニング、融資保証などのサービスを提供している。さらに、中国の地方政府（省、自治区、直轄市）なども、中央政府の政策に基づき、地方特有のニーズに応じた支援を実施している。これには、地方経済における重要な中小企業に対する特定の補助金プログラムや技術支援が含まれる。

(3) 知財融資制度

① 中国の融資制度

中国では、中小企業の資金調達課題の解決やイノベーション促進を目的とした知財金融政策で注目され始めた。2008年の「国家知識財産権綱要」では、知的財産権を活用した担保融資システムの構築が提案された。その後、銀行に対して知的財産権担保融資を促進するため、2010年に「科技型中小企業信用貸付に対する支持の拡大に関する意見」、2013年には「商業銀行の知的財産権担保貸付業務に対する指導意見」が発表された。さらに、2015年の「知的財産権資産評価指南」では、具体的な行動指針が示されるなど、知財金融の枠組みが整備されてきた。2020年以来、知財質権設定融資を奨励、支援する政策性文書が相次いで公布され、これは中国の知財融資担保が新たな発展段階に入ったことを表している。

国家知識産権局の開示情報によると、ここ数年来中国における専利と商標の質権設定融資の金額は全体的にみて上昇傾向にあり、2018年の専利・商標質権設定融資総額は1224億人民元で、2019年は1500億人民元を超えていて、2020年は2180億人民元に達し、2021年はさらに3000億人民元を超えていて、コロナ禍で経済活動が著しい影響を受けた2020年及び2021年のいずれも40%以上の増幅を実現した。

② 日本の融資制度

前述のように、日本での知財担保融資の実績は少ない。特許庁は、中小企業の知財活用を促進するため、「中小企業知財金融促進事業」を実施している。この事業では、地域金融機関などに対し、中小企業の知的財産を活用したビジネス全体を評価する「知財ビジネス評価書」や、知的財産を踏まえた経営課題の解決策を示す「知財ビジネス提案書」を提供してきた。さらに、取組の普及を図るため、「知財ビジネス評価書（基礎項目編）」や「知財ビジネス評価書（目的別編）」のテンプレートや作成手引きを策定し、環境整備を進めている⁽⁴¹⁾。

また、旧・日本開発銀行（現・日本政策投資銀行）が知的財産権担保融資を制度化し、一部の民間金融機関もそれに続く動きがみられた。しかし、令和4年の実績をみると、知財ビジネス評価書が50件、知財ビジネス提案書が39件を作成しており、利用が十分に普及しているとは言い難い状況である⁽⁴²⁾。

(4) 日本への提言

高い技術力を持つ中小企業が資金繰りに困窮し、廃業に追い込まれる事態を防ぐには、金融機関による適切な支援が不可欠である。日本が中小企業支援において遅れを取っている原因として、知財融資やビジネス評価策定支援が間接的な施策にとどまり、直接的な効果を十分に発揮していないことが考えられる。今後は、新たな取り組みを導入し、高い技術力を有する中小企業の経営を支援し、それを経済成長につなげることが重要である。中国のように政府主導で知財担保融資を推進する方法も有効であるが、日本の金融機関では中小企業の知的資産に着目し、その経営をサポートする取り組みがより一層期待される。

6. おわりに

本研究では、日本の中小企業が直面する知的財産活用の課題とその支援策の現状について分析し、諸外国との比較研究を通じて、日本の中小企業支援策に対する示唆を検討した。調査の結果、日本の中小企業における知財活動は一定の進展をみせているものの、資金、人材、情報の不足が依然として深刻な課題であることが明らかになった。また、支援施策は整備されているものの、利用が十分に進んでおらず、中小企業への実効性が限定的である点も指摘した。

他国との比較においては、日本の中小企業支援策に向けて以下のような示唆が得られるであろう。

・地域密着型の支援体制の構築

地域に根ざした中小企業支援体制を強化することで、地方における知財活用の機会を拡大することが求められる。特に信用金庫や地域金融機関が知財に基づく融資を積極的に展開できるよう、専門家の派遣や相談窓口の設置を進めるべきである。

・政策認知度の向上

中小企業の多くが知財支援策を十分に認知していないことが、施策利用の低迷を招いている。政府や自治体は知財支援施策の周知活動を強化し、啓発活動を通じて中小企業の知財活用への意識を高めることが重要である。

・知財金融のさらなる普及

日本では知財を活用した融資手法が十分に普及していない現状がある。特許権などを担保とした質権設定や知財信託の活用を促進するため、金融機関と中小企業間の情報共有を強化し、知財価値の適切な評価手法を整備することが必要である。

これらの取り組みを進めることで、日本の中小企業が持つ潜在的な力を引き出し、経済全体の競争力向上に貢献できることが期待される。また、知的財産を活用した中小企業支援策は、国内のみならず国際的な競争力の向上にもつながる可能性があるため、より積極的な政策の推進が求められる。

参考資料 アンケートに回答した会社（一部）

会社名称				
(株) トロピカルガーデン	Felicia (株)	飛図 (株)	(株) 京和コンサル	(株) YOM
(株) 怡川	North Sun (同)	順為物産 (株)	(株) Millus	(株) WHYME
Rely Tour Technology (株)	(株) 万和	シンソー (株)	(株) ELM CAPITAL	家与農 (株)
Sunjoy (株)	盈鑫 (株)	鑫越 (株)	(株) 北友	KAMI (株)
金櫻 (株)	(株) 天徳	キワメ (株)	SoundSmart (株)	喜田 (株)
OMITECH JAPAN (株)	(株) 徳方	ざくろ (株)	(株) T&T ストーン	富吉 (株)
FriendHours (株)	(株) Sara	大安 (同)	隆盛 (同)	EVER (株)
crypto connection (株)	正念 (株)	正昆 (株)	宝盛 (株)	YDS (同)
(株) ジーエイエス	盛和 (株)	(株) 高伸	(株) ベテル	新林商事 (同)
(株) ウィナライトジャパン	海盛 (株)	(株) リバーズ	(株) 永禄	新航致遠 (株)
(株) アズールグロウ	家音 (株)	瑞誠 (株)	紅太陽 (株)	中騰 (株)
(株) UNITED	Centenarian (株)	北海不動産 (株)	大田通商 (株)	(株) EPIC
(同) マメコアンドコ	(株) Apis	(株) ITGALAXY	(株) NOMI	華智金豊 (株)

(注)

- (1) 中小企業庁「2024年版中小企業白書 小規模企業白書」11頁
[「https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2024/PDF/chusho/00Hakusyo_zentai.pdf」](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2024/PDF/chusho/00Hakusyo_zentai.pdf)
- (2) 特許庁「2024年度知的財産権制度入門テキスト」2頁
[「https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2024_nyumon/1_1.pdf」](https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2024_nyumon/1_1.pdf)
- (3) 「内国人」とは、筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願、国際商標登録出願については、筆頭出願人の居住国に基づく。）
- (4) 特許庁「特許行政年次報告書 2024年版」81頁
[「https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/document/index/all.pdf」](https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/document/index/all.pdf)
- (5) 前掲 特許庁「特許行政年次報告書 2024年版」50頁
- (6) 前掲 特許庁「特許行政年次報告書 2024年版」81頁
 出願件数には、PCT出願から国内移行された出願（日本国内書面の受付日を基準としてカウント）を含む
- (7) 前掲 特許庁「特許行政年次報告書 2024年版」51頁
- (8) 前掲 特許庁「特許行政年次報告書 2024年版」81頁
- (9) 前掲 特許庁「特許行政年次報告書 2024年版」51頁
- (10) 前掲 特許庁「特許行政年次報告書 2024年版」81頁
- (11) 前掲 特許庁「特許行政年次報告書 2024年版」51頁
- (12) 平成30年度 中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」98～100頁
[「https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/document/report_chusho_chizai/honpen_zentai.pdf」](https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/document/report_chusho_chizai/honpen_zentai.pdf)
- (13) 前掲 中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」104頁
- (14) 前掲 中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」108頁

- (15) 公正取引委員会 2019年6月「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」7頁
「https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_h29_files/214-2.pdf」
- (16) 日本商工会議所 商工会議所 LOBO 2024年8月調査結果「取引における知財の取扱いに係る問題点」1~2頁
「<https://cci-lobo.jcci.or.jp/wp-content/uploads/2024/08/LOBO202408.pdf>」
- (17) 平成30年度 中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」126頁
「https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/document/report_chusho_chizai/honpen_zentai.pdf」
- (18) 特許庁「令和5年(2023年)知的財産活動調査結果の概要」3頁
「https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/chizai_katudo/2023/document/index/bunseki.pdf」
- (19) 前掲 特許庁「令和5年(2023年)知的財産活動調査結果の概要」4頁
- (20) 前掲 特許庁「令和5年(2023年)知的財産活動調査結果の概要」4頁
- (21) 前掲 平成30年度「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」133頁
- (22) JETRO 地域・分析レポート デット・ファイナンスに向けて果たしうる役割とは(世界、日本)スタートアップの資金調達に知的財産権の活用を(前編)
「<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/9bc84b6a37231e40.html>」
- (23) 前掲 特許庁「令和5年(2023年)知的財産活動調査結果の概要」5頁
- (24) 前掲 平成30年度「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」125頁
- (25) 加藤浩「自治体による知財政策の在り方に関する考察」パテント(日本弁理士会)Vol.61, No.2(2008年2月)81~94頁
- (26) 政策研究大学院大学「地域の知財政策として大学支援策を実施するためのガイドライン策定研究(平成18年度・特許庁研究事業)」(2007年3月)
「<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/daigaku-chizai.html#seisaku>」
- (27) 経済産業省「平成29年度中小企業者における中小企業施策の認知度及び利用度の向上に向けた課題と広報のあり方に関するニーズ調査報告書」14頁
「https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11590486/www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000458.pdf」
- (28) 前掲「中小企業施策の認知度及び利用度の向上に向けた課題と広報のあり方に関するニーズ調査報告書」18~22頁
- (29) 株式会社野村総合研究所「令和元年度中小企業支援機関の在り方に関する調査に係る委託事業報告書」33頁
「https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000342.pdf」
- (30) 具体名簿には文章の最後、参考資料(アンケートに回答した会社(一部))に掲載
- (31) 株式会社帝国データバンク「平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業(中小企業の知的財産活動に関する基本調査)報告書」173頁 https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/chusho_chizai/all.pdf
- (32) 前掲 株式会社野村総合研究所「令和元年度中小企業支援機関の在り方に関する調査に係る委託事業 報告書」39頁
- (33) 内閣府ホームページ：<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je07/07n02740.html>
- (34) 有限責任 あずさ監査法人 2021年3月「アメリカ、イギリス及びドイツにおける中小企業政策と会計検査等の状況」に関する調査研究業務」5~8頁
「https://www.jbaudit.go.jp/koryu/study/pdf/itaku_r2_2_siryuu.pdf」
- (35) SBIR 公式サイト：<https://www.sbir.gov/about>
- (36) 岡村 浩一郎「宇宙空間の利用をめぐる動向と課題 科学技術に関する調査プロジェクト報告書第5章 米国の研究開発型中小・スタートアップ企業支援—中小企業イノベーション研究プログラム—」
「<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/12765466>」
- (37) 中小企業庁 2019年7月9日「米国 SBIR やその類似制度の概要およびポイント」4頁
「<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/sbir/2019/190709sbir08.pdf>」
- (38) SBIR 特設サイト：<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/>
- (39) 中华人民共和国中央人民政府ホームページ：https://www.gov.cn/zwgk/2011-07/04/content_1898747.htm
- (40) 中国統計年鑑 2018 13-1 規模以上工業企業主要指標：<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2018/indexch.htm>
- (41) 知財金融ポータルサイト：<https://chizai-kinyu.go.jp/>
- (42) PwC コンサルティング合同会社「令和4年中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業「中小企業における知財ビジネス評価書の活用に関する調査研究」」2頁
「<https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/document/r4-chusho-shien-kinyu-sokushin/report.pdf>」

(原稿受領 2025.2.5)